

# 生きることの包括的支援事業一覧①

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	基本施策					重点施策					既存事業		
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
1				●				●			職員メンタルヘルス研修	職員	メンタルヘルス研修 (新規採用職員、昇任職員、各所属長)
2				●				●			職員の健康管理業務	職員	職員の定期健康診断、ストレスチェック、健康相談、健診後の事後指導等(保健師、産業医、職員共済組合、協会けんぽ等)
3	●			●		●	●	●	●	●	垂水市地域防災計画	避難者	市地域防災計画に基づき、関係機関との連携のもと、災害発生時の応急対策として、被災者の健康状態を把握するとともに、メンタルケアを行う。
4			●			●	●	●	●	●	男女共同参画計画推進事業(DV防止関係を含む)	市民	男女共同参画推進条例及び第2次垂水市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現及びDV防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。
5			●			●	●	●	●	●	広報・広聴事業(市広報誌等による情報発信)	市民	①広報誌等の編集・発行 ②自治体のホームページによる情報発信(行政に関する情報、生活情報の掲載と充実)
6			●	●			●				市税及び国民健康保険税の減免	課税対象者	災害などにより損害を受けた時や、その他特別な事情により生活が著しく困窮した場合、申請により減免される場合がある。
7				●			●				滞納整理事務	市税又は国民健康保険税の滞納者	市税又は国民健康保険税の滞納整理事務
8				●		●	●	●	●	●	本庁庁舎案内業務等	市民	行き先に迷われている方へ積極的に声をかけ、相談窓口を案内する。
9			●	●		●					国民年金事務	市民	異動届や相談に来られた方の個人の状況にあわせて、年金事務所と連携して、市でできる限りの対応をする。
10				●		●	●	●	●	●	重複・頻回受診者訪問指導(国民健康保険・後期高齢者)	国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険の被保険者	医療機関等の重複・頻回受診者を訪問し、健康相談、適正受診の指導を行う。
11				●		●		●			糖尿病重症化予防	40歳～74歳までの国民健康保険被保険者	医療費が高額である人工透析及び血管疾患の早期発見予防のための啓発活動を行い、疾病の予防を図り、医療費の適正化に資する。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組

生きる支援の視点を加える		
「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
職員研修の一環として、メンタルヘルスチェックの結果を基に個別面談等を実施することで、個人の問題解決や所属内の状況を把握し、全庁的な問題解決はもとより、自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	対象職員受講状況	総務課
職員の定期健康診断や、その事後相談等により、職員の心身面の健康管理に努める。 また、ストレスチェックを実施することで、ストレス等を原因とする職員の体調不調や、自殺が生じないよう未然防止に努める。	対象職員受診状況	総務課
①被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。 ②DPATをはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルヘルスクアや精神病患者に対する相談体制の確立に努める。	訓練時の検証及び確認に伴う 地域防災計画の見直し	総務課
固定的な性別役割分担意識の解消やDV防止に向けて、本市ホームページ等の媒体を活用した広報啓発を活用し、男女共同参画に関する理解と認識の促進及び相談機関の周知に努める。	ホームページにおける広報啓発	企画政策課
住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報誌、ホームページ等を活用して、自殺対策の啓発を行う。	広報誌・ホームページにおける広報啓発	企画政策課
災害などで経済的な困窮を抱えた場合に、市税又は保険滞納における減免制度の周知を行うとともに、措置における収納相談を受けるなか、必要に応じ、関係課へ連絡し支援する。	事例発生時の適切対応	税務課
滞納の根本原因となっている経済環境等を把握することで、対象者の状況に応じた相談窓口を案内する体制を構築することにより根本原因の解消につなげる。	事例発生時の適切対応	税務課
①どこに相談したらよいかわからず迷っている方を、適切に相談窓口へ案内する。 ②状況(相談内容)によっては、相談室などへ案内し、関係の係が相談を受け、何度も話をさせることなく、様々な支援があることを伝えられるよう配慮する。	事例発生時の適切対応	市民課
個人の状況により、保険料納付困難な方に対しては免除申請や障害年金等を含む年金制度の周知、また、受給者に対しては、必要な届等の案内、受給できていない方に対しては、状況を確認し、可能な手続き等を案内するなど、「生きることの阻害要因」の軽減に努める。	事例発生時の適切対応	市民課
保健師や看護師等による訪問指導の際、状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合は関係課へ連絡し、リスクの軽減に努める。	事例発生時の適切対応	市民課
保健師や管理栄養士による面談等指導の際、状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合は関係課へ連絡し、支援する。	事例発生時の適切対応	市民課

## 生きることの包括的支援事業一覧②

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
12				●		●					要医療者訪問指導	後期高齢者医療保険の被保険者	長寿健康診査受診の結果で要医療と判断された方を生活習慣の早期治療や重症化予防につなげるため、訪問指導を行う。
13			●	●		●	●				後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険の被保険者	災害などにより損害を受けた時や、その他特別な事情により生活が著しく困窮した場合、申請により減免される場合がある。
14				●		●	●	●	●	●	市民相談	市民	市民生活や行政サービスに係る相談について、受付、処理、あっせん等トラブルの解決に努める。
15			●	●		●	●	●	●	●	人権教育・啓発基本計画	市民	人が人らしく幸せに生きていくための権利である「人権」が尊重される社会を実現することが重要であることから、人権教育・啓発に関する施策の取り組みを推進する。
16				●		●	●	●	●	●	消費生活相談	市民	消費生活に係る相談について、受付、処理、あっせん等トラブルの解決に努める。
17			●			●	●	●	●	●	消費生活啓発	市民	消費者被害を未然に防止するため、広報誌、啓発チラシ、防災行政無線等により情報発信を行う。
18			●			●	●	●	●	●	消費生活出前講座	市民	消費者被害を未然に防止するため、出前講座を実施する。
19	●			●		●	●	●	●	●	民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員及び主任児童委員	民生委員・児童委員による地域の相談、支援等の実施
20		●								●	保護司会補助金交付事業を通じた研修等	保護司	地域の保護司会の健全な運営を図るため、保護司会に対し補助金を支給し、事務のサポートを行う。
21	●					●					老人クラブへの活動助成	60歳以上	老人クラブ活動(健康・友愛・奉仕)を通し健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなど幅広い活動に取り組む。
22	●					●					高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	65歳以上	高齢者の虐待防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施する。
23				●		●					養護老人ホーム入所事務	65歳以上	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行う。
24				●		●					紙おむつ給付事業	在宅寝たきり老人等	在宅福祉の増進を図るとともに在宅ねたきり老人等の属する家庭の経済的負担の軽減を図る。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
要医療訪問指導対象者は、1人暮らしの高齢者が多く含まれることから、訪問指導の際状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合は関係課へ連絡し、支援する。	事例発生時の適切対応	市民課
保険料は前年所得に対して賦課するが、突然の災害等で経済的な困窮を抱えている方もいることから減免制度の周知を行うと共に、保険料滞納時の措置で収納相談を受ける中、必要に応じ、関係課へ連絡し支援する。	事例発生時の適切対応	市民課
相談を受ける中において、潜在的な自殺リスクの高い方々を専門の相談窓口を紹介する。	事例発生時の適切対応	市民課
差別や人権侵害に起因する自殺がないよう、人権相談などで関係機関と連携を図る。	事例発生時の適切対応	市民課
多重債務等のトラブルを抱える市民に対し、適切な相談処理を行うことで自殺リスクの軽減に努める。	事例発生時の適切対応	市民課
消費者被害の実例や相談窓口の周知を図る。	情報発信回数	市民課
受講者が、消費者被害に関する知識を習得することで、消費者被害や多重債務に起因する自殺リスクを軽減できるよう、消費者教育を推進する。	講座開催回数	市民課
民生委員・児童委員と連携して、地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談・支援を実施する。	事例発生時の適切対応	福祉課
犯罪や非行に走った人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えることが多く、社会に出てから自殺のリスクが高い方も少なくない。保護司が研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	委員研修の実施回数	福祉課
講習会や研修会等において、自殺問題に関する情報等共有する。	事例発生時の適切対応	福祉課
問題を抱えていることが確認された場合は、関係機関へつなぎ、支援を行う。	事例発生時の適切対応	福祉課
老人ホーム入所手続きの中で、本人や家族等との接触の機会があり、問題状況等との聴き取り、必要に応じて適切な機関へとつなぐことができるよう努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
おむつ配布時や介護者からの問い合わせ時において、高齢者とその家族が抱える問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	事例発生時の適切対応	福祉課

# 生きることの包括的支援事業一覧③

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
25				●		●					訪問給食サービス事業	おおむね65歳以上の独居もしくは虚弱高齢者のみの世帯のうち、サービスが必要と認められる者	食事の支援を行うことにより、自立した食生活への改善と孤独感の解消を図り併せて安否の確認を行う。
26			●			●					高齢者はり、きゆう施術料助成事業	65歳以上の市民	はり・きゆう施術料の一部助成を行うことにより、高齢者の健康と保健の向上に寄与し、老人福祉の増進を図る。
27				●		●					在宅高齢者等緊急通報体制整備事業	65歳以上の一人暮らしで慢性疾患等を有し、かつ、住民税非課税である者	一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進を図る。
28				●							重度心身障害者医療助成費	障害者(児)、家族	重度の身体・知的障害者の医療費自己負担額の助成を行うもの。
29				●							特別障害者手当事業	障害者(児)、家族	在宅の精神又は身体に重度の障害を有する児童に対し障害児福祉手当を、在宅の精神又は身体に重度の障害を有する者に対し、特別障害者手当を支給するもの。
30				●							自立支援医療費	障害者(児)、家族	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
31				●							自立支援給付事業	障害者	障害者自立支援法に基づき、障害や心身の状況、利用する方のサービスの利用希望などに配慮しながら市が支給を決定する。
32				●							地域生活支援事業	障害者	障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営めるように、「地域活動支援センター」、「移動支援」、「意思疎通支援」、「日中一時支援」等各種の事業を行うもの。
33				●						●	ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の保護者及び子ども	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活及び福祉の向上を図るもの。
34				●				●	●		母子家庭高等技能訓練促進費等事業	ひとり親家庭の保護者	母子家庭の母に対して看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間について、高等技能訓練促進費を支給することで、高等母子家庭の母の就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するもの。
35				●						●	乳幼児医療費・子ども医療費助成事業	18歳までの児童及び保護者	18歳までの児童に係る医療費を全額公費で負担し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、子どもの健康の保持増進を図るもの。
36				●						●	子育て支援センター事業	乳幼児、保護者	就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、安心して子どもを産み育てやすい環境を提供するもの。

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
配食時や問い合わせ時において、高齢者の抱える問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	事例発生時の適切対応	福祉課
高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットをはりきゆう施術利用券と併せて交付するなど、高齢者への相談先情報等の周知に努める。	申請者数	福祉課
通報システムの設置を通じて、独居高齢者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	事例発生時の適切対応	福祉課
①障害者の医療費に係る治療等に係る経済的負担を軽減することにより、自殺リスクの抑制に努める。 ②医療費の請求時に実情を確認し、自殺リスクの解消に努める。	申請者数及び申請件数	福祉課
在宅で生活する障害者及びその家族の経済的支援を行うことで、自殺リスクの抑制に努める。	申請者数	福祉課
障害者の医療費に係る治療等に係る経済的負担を軽減することにより、自殺リスクの抑制に努める。	申請者数	福祉課
①障害者が各種サービスを利用する際の事務手続きの過程で、困り事となっている問題点を把握し、自殺リスクの把握及び解消に努める。 ②障害者が希望する生活ができるよう効果的なサービスの提供を決定し、自殺リスクの抑制に努める。 ③サービス提供事業所からの情報収集に努め、自殺リスクの早期発見、早期対応に努める。	支給決定人数	福祉課
①一連の事務作業の中で、利用者の実情などを把握し、自殺リスクの把握及び解消に努める。 ②事業を有効に活用し、障害者の自立支援、社会参加を促すことで、自殺のリスクを抑制する。	支給決定人数	福祉課
①ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立が困難で、貧困に陥りやすいため、経済的負担軽減を図り、自殺のリスクを抑制することとする。 ②現況届等の事務手続きの際に生活状況等を確認し、自殺の早期発見に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
①ひとり親の自立目的職業訓練等に係る費用を助成することで、自殺のリスクの抑制に努める。 ②給付金の手続きの際等、生活状況等を確認し、自殺の早期発見に努める。	申請者数	福祉課
①経済的な理由から受診を控えることが無いよう、経済的な負担軽減を図り、自殺リスク抑制に努める。 ②窓口での申請時に生活状況を確認し、自殺の早期発見に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
①育児に悩んだり、話し相手がいなかったりする保護者が集い交流することで、自殺のリスクの軽減に努める。 ②事業の委託先と連携し、利用者のうち、育児や家庭状況の悩みで自殺のリスクを抱えている保護者の早期発見に努めることとする。	事例発生時の適切対応	福祉課



## 生きることの包括的支援事業一覧④

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
37				●					●		利用者支援事業	児童、保護者	子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、子育てしやすい街づくりに寄与するもの。
38				●					●		ファミリー・サポート・センター事業	児童、保護者	児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整及び会員への研修等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するもの。
39				●					●		保育所等入所児童措置費	児童、保護者	特定教育・保育施設に対し、施設型給付費及び委託費を支弁するもの。
40				●					●		児童扶養手当費	児童、保護者	ひとり親家庭で養育される児童の保護者に対して、手当を支給することで、児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するもの。
41				●					●		放課後児童健全育成事業	児童、保護者	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るもの。
42	●			●					●	●	子どもを守るネットワーク機能強化事業	児童、保護者	児童虐待等により支援が必要な児童の保護を図り、また、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的とするもの。
43				●					●		婦人保護事業	DV等被害者	配偶者及び交際相手からのDV相談及び被害者の保護を行うもの。
44				●		●	●	●	●	●	生活保護法施行事務	被保護者及び必要保護者	生活保護法に基づき8種類(生活・住宅・教育・生業・医療・介護・葬祭)の扶助を実施。
45	●			●			●				生活困窮者自立相談支援事業(ホームレス対策除く)	生活困窮者	自立相談支援事業
46				●			●				生活困窮者自立相談支援事業(住宅確保給付金)	生活困窮者	住宅確保給付金
47				●			●		●		生活困窮者就労準備支援事業(生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業)	市内の中学生	子どもに対する学習支援事業

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
①子どもの発達過程における悩みに対応し、自殺リスクの軽減・抑制に努める。 ②事業の委託先と連携し、利用者のうち、育児や家庭状況の悩みで自殺のリスクを抱えている保護者の早期発見に努めることとする。	事例発生時の適切対応	福祉課
①事業の委託先と連携し、利用の過程において悩みを抱える保護者の発見、早期対応に努める。 ②事業を有効に活用することを促し、育児のストレスの軽減を図り、自殺の抑制につなげる。	事例発生時の適切対応	福祉課
保育所等と連携し、育児や家庭環境等の悩みをもつ自殺のリスクを抱える保護者の情報を共有し、自殺予防の早期対応に努めることとする。	事例発生時の適切対応	福祉課
配偶者との離別・死別により自殺のリスクが高まる場合があるため、手当の申請時や現況届の際に生活状況を確認し、自殺の早期発見に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
①保護者の仕事と子育ての両立を支援し、自殺のリスクを軽減する。 ②事業の委託先と連携し、子どもの状況や保護者の状況を確認し、自殺のリスクを抱える保護者の情報を共有し、自殺予防の早期対応に努める。	対象児童数	福祉課
①児童虐待に悩む児童の自殺リスクを抑制するため、児童虐待の早期発見、対応に努める。 ②家庭児童相談員が、学校・保育所等を定期的に訪問し、自殺リスクのある児童や、その家庭環境の情報収集に努め、自殺の早期対応に繋げる。 ③学校、保育所等から家庭の状況等で自殺のリスクのある家庭の情報を収集し、自殺の予防対応に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
①配偶者・交際相手からのDVに悩む被害者の相談に対応し、自殺リスクの軽減に努める。 ②DV被害者の安全と生命を守り、精神的な苦痛による自殺を防ぐため、警察や関係機関との連携を図り、母子生活支援施設等での保護等、自殺のリスクの抑制に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
「健康で文化的な最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする。	保護件数及び保護廃止件数	福祉課
①生活困窮者の尊厳の保持 ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援 ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備	ハローワークによる支援登録者数	福祉課
離職等により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の「住宅確保給付金」を有期で支給する。	利用者数	福祉課
生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行い、貧困の連鎖を予防する。	支援実人員数	福祉課

# 生きることの包括的支援事業一覧⑤

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
48				●						●	がん検診 (女性がん検診以外)	40歳以上の市民	各種がん検診(女性がん検診以外)を通じて、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させる。
49				●						●	がん検診 (女性がん検診)	20歳以上の女性	女性がん検診を通じて、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させる。
50	●					●	●	●	●	●	地域巡回相談会	市民	一般社団法人パーソナルサービス支援機構と連携した相談会を開催し、必要に応じた支援につなげる。
51	●	●									健康づくり推進協議会	協議会委員	保健事業の企画等の審議を行い、市民保健の向上を図る。
52				●		●		●			特定保健指導	40歳以上の国保	特定健診を受診し、メタボリック症候群の基準に該当した方へ、保健指導を行い、健康増進を図る。
53	●			●		●		●			家庭血圧計 フォローアップ教室	40歳以上の市民	健康チェックを受け、希望で家庭血圧計を借りた方々に健康教室を実施し、血圧の安定を図る。
54				●						●	乳児家庭全戸訪問事業(こん には赤ちゃん事業)	生後4ヶ月までのすべての乳児	生後4ヶ月までのすべての乳児に対し、母子保健推進員、保健師等が家庭訪問を行い子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ助言、その他の援助を行う。
55				●						●	妊産婦・新生児訪問	すべての産婦・新生児	助産師、保健師等が妊産婦、新生児の訪問指導を行う。
56				●						●	母子手帳交付	すべての妊婦	妊婦に対し、妊娠中の健康や生活についての相談・指導を行う。
57			●	●						●	母子相談	妊産婦及びすべての子どものいる家庭	妊娠、出産、子育てに関する相談に対し保健師、栄養師、歯科衛生士等が相談・指導を行う。
58	●			●						●	妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査 産婦健康診査	すべての妊産婦	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査を委託医療機関で行う。(妊婦健康診査14回、妊婦歯科健康診査1回、産婦健康診査2回)

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
①問診において、対象者が問題を抱えていることが確認された場合は、関係機関へつなぎ、支援を行う。 ②がん検診の結果、がんの指摘を受けた方への追跡を行い、精神的な落ち込み等へのフォローを行うことで、「生きることの阻害要因」の軽減に努める。	事例発生時の適切対応	保健課
①問診において、対象者が問題を抱えていることが確認された場合は、関係機関へつなぎ、支援を行う。 ②がん検診の結果、がんの指摘を受けた方への追跡を行い、精神的な落ち込み等へのフォローを行うことで、「生きることの阻害要因」の軽減に努める。	事例発生時の適切対応	保健課
一般社団法人パーソナルサービス支援機構と連携した相談会を開催し、必要に応じた支援につなげる。	開催回数	保健課
委員に対し、本市自殺対策計画の周知や、関連リーフレット配布等を行い、自殺対策における関係者の意識醸成を図る。	開催回数	保健課
対象者の生活習慣の課題について改善のアドバイスを行い、疾病の予防を図る。	保健指導実施率	保健課
健康教室において、参加者の体調把握を行い、循環器系の重大な疾病の予防、早期発見を図る。また、健康相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を図る。	開催回数	保健課
子育てを含む様々な悩みや不安を傾聴し、必要な情報提供を行います。また、養育環境等の把握を行うことで、それぞれの課題に応じた支援へつなげる。	事例発生時の適切対応	保健課
妊娠期から産後、新生児期に訪問を行うことで産後うつや育児ストレスの相談・助言を行い、早期に適切な支援先へつなぐとともに、各機関と連携を図る。	訪問件数	保健課
妊娠の経緯や家族背景等について面談を行うことで、妊娠中からハイリスク者の把握をするとともに、保健師等による支援へつなげる。	事例発生時の適切対応	保健課
相談の場面において保健師等による専門職による相談、助言を行うことで不安の軽減を図るとともに、ハイリスク者に対し適切な支援機関へつなげる。	相談件数	保健課
健診費用の助成を行うことで経済的な負担の軽減を図り、結果について医療機関と連携を図ることでハイリスク者への早期支援を図る。	事例発生時の適切対応	保健課

# 生きることの包括的支援事業一覧⑥

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
 事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
59				●							乳幼児健康診査	乳幼児(3ヶ月、6-8ヶ月、1歳、9-11ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、2歳6ヶ月、3歳、5歳)	各対象に応じた発育・発達等の健康診査(歯科健診、フッ素塗布を含む)、相談、指導を行う。
60				●							言語相談 心理相談	心身の発達に不安のある乳幼児および不安を感じている保護者	言語聴覚士、心理士、保健師による個別の相談を行い、必要に応じて医療機関等の紹介を行うなど保護者の子育ての支援を行う。
61	●			●							乳幼児巡回相談事業	市内すべての保育園幼稚園に通う乳幼児とその保護者など子育てに関わるもの	母子相談や健康診査などで生活環境等が十分把握できなかった児や園生活の中で気になる子どもなどについて、関係者間で情報交換を行い、心理士等による専門的な助言を行う。
62				●							産後ケア事業	生後3ヶ月以内であり、かつ家族等から十分な家事及び育児などの支援が受けられない産婦。	退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行い、子どもを生き育てやすい体制の整備を図る。
63				●							離乳食教室	離乳期にあるすべての乳幼児およびその家族	各発達段階に応じた、食材、形態、調理方法等について実際の調理を通して学ぶとともに、栄養士、歯科衛生士、保健師等による子育てに関する相談指導を行う。
64				●							ママパパ学級	すべての妊婦およびその家族	安心して出産を迎えられるよう、妊婦およびその家族に対し、保健師等による相談指導を行う。
65				●							親子教室	就園前の発達に不安のあるすべての幼児およびその保護者	遊びをとおして親子関係や社会性、コミュニケーションの広がり育てるとともに、心理士、保健師等による相談を行う。
66				●							特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された夫婦で、市の独自の交付要綱を満たすもの。	不妊に悩むご夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精の治療を受けられたご夫婦に治療費の全部または一部を助成する。
67	●			●							未熟児養育支援訪問及び院内面談	2500g未満で出生した児及びその家族	2500g未満で出生し、入院治療が必要と医師が認めた児に対し必要な医療の給付を行う。また、退院後支援が必要な児に対し退院前に医療機関および保護者と面談し情報の共有や支援についての協議する。
68			●	●		●	●	●	●	●	精神保健(普及啓発)	市民	こころの健康づくりをテーマにこころと身体の健康について普及啓発を図る。 ・講演会の開催 ・広報誌、ホームページ等での広報
69	●			●							精神保健(関係者連絡会)	精神疾患患者又はその疑いのある者	関係機関間で定期的に情報共有を図り、適切な支援につなげる。 ・垂水市精神保健福祉定例会

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
子ども発育発達、育児環境等の確認を行うことで、虐待予防・ハイリスク者への早期把握につなげるとともに、必要に応じ適切な支援機関へのつなぎ及び連携を図る。また、未受診への連絡、訪問を行うことでハイリスク者への早期発見支援につなげる。	事例発生時の適切対応	保健課
専門家による発達の相談を行うことで、保護者の不安や精神的な負担の軽減を図り、専門機関と連携を図りながら支援を行う。	相談件数	保健課
乳幼児健診等でのフォロー児や園生活で気になる子どもの情報交換を行うことで、関係機関(保育園、幼稚園等)と連携が図れ、ハイリスク児、およびハイリスク家庭への早期支援、継続支援を行う。	事例発生時の適切対応	保健課
産後は育児への不安、疲労等から、産後うつ等のリスクを抱える危険性があることから、出産直後の早期段階から助産師等の専門家が支援・助言等を行うことで、それらのリスクの軽減を図り、関係機関との連携を図る。	事例発生時の適切対応	保健課
子どもの食を通して、専門家が子どもの発育発達や育児に関する悩みや不安に対する相談助言指導を行うことで不安等の軽減を図る。	事例発生時の適切対応	保健課
妊娠、出産、育児に関する不安や悩みに対し専門家による相談助言を行うことで、不安の軽減を図る。また、ハイリスク者に対しては関係機関と連携し早期支援を図る。	事例発生時の適切対応	保健課
親子のふれあいを通して、参加者やスタッフ間で保護者の悩みの共有を図り、専門家による相談助言を行うことで、保護者の不安や精神的な負担の軽減を図り、専門機関と連携を図りながら支援を行う。	開催回数	保健課
治療に関する問い合わせや申請時に、不妊に関する悩みや不安に対する相談助言等を行う。	相談件数	保健課
保護者の受け止め方、不安等に対し医療機関と連携し、支援を行う。また、届出時や退院前に保健師による面談を行うことで相談助言及びハイリスクの把握と適切な機関へつなげる。	相談件数	保健課
こころのセルフケアや身近な方への支援の内容を盛り込んだ講演とすることで、自殺リスクの軽減や支援者の増加を図る。	講演会回数及び広報回数	保健課
精神障害を抱える方とその家族は、生活の中で様々な困難を抱えていることが多く自殺リスクの高い方も少なくないことから、関係機関との連携を図り、本人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、リスクの軽減に努める。	開催回数	保健課



# 生きることの包括的支援事業一覧⑦

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
 事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
70			●		●						思春期保健事業	市内中学生 高校生	思春期世代への性教育事業として、いのちの大切さについて普及啓発を図る
71			●	●						●	自死遺族等への支援事業	自死された方の親族、 同僚、友人等	自死遺族等の心のケアのために相談機関の 広報を実施するとともに相談体制を整える。
72				●		●					介護給付サービス	サービス利用者及び その家族等	介護サービスの提供
73				●		●					介護相談	高齢者及びその家族 等	介護保険認定申請等に関する相談
74				●		●					地域ケア会議推進事業	65歳以上の市民	支援が必要な高齢者等について多様な関係 者で課題解決の検討を行い、地域でその人ら しい生活の継続を支援するとともに、共有され た地域課題を地域づくりや政策形成に結びつ け、地域包括ケアの推進に取り組みます。
75	●	●				●					認知症サポーター養成講座	市民	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指 して、認知症についての正しい知識を持ち、認 知症の人や家族を応援する認知症サポー ターを養成する。
76				●		●					認知症家族の会の開催	市民	認知症の人やその家族から相談等あった場 合、専門的知識を生かした相談支援を行う 為、包括支援センターが行う認知症患者の家 族の会、介護事業が行う家族の会に出席。
77			●	●		●		●			認知症カフェ	市民	認知症の家族がいる方や、認知症に関心 のある方、介護従事者など、地域で認知症に 関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設 することにより、気分転換や情報交換のできる 機会を提供する。
78				●		●					介護予防・日常生活支援総 合事業	要支援者	通所型サービス、訪問型サービス
79	●	●				●					地域リハビリテーション活動 支援事業	事業所	地域における介護予防の取組を機能強化す るために、通所、訪問、地域ケア会議、サービ ス担当者会議、サービス担当者会議、住民主 体の通いの場等へのリハビリテーション専門 職等の関与を促進します。
80	●					●	●	●	●	●	肝属郡医師会垂水医師班例 会	垂水医師班会員	地域医療の円滑な推進を目的とし、協議、情 報共有を行う月1回の例会 (年12回開催)

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
思春期世代に、いのちを大切に思う心を育むことによって、自殺リスクの軽減に努める。	開催回数	保健課
身近な方を自殺によって失うことは深刻な精神的ストレスを抱えることになるため、専門的な相談機関を周知し、市としても必要に応じて相談体制を整える。	広報回数	保健課
介護は本人や家族にとって負担が大きく、深刻な結果をもたらす危険もある。その中、介護サービスの提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得ることから、介護サービスの提供を通じて本人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減を図る。	事例発生時の適切対応	保健課
介護は本人や家族にとって負担が大きく、深刻な結果をもたらす危険もある。その中、介護保険認定申請等の相談にあたり、介護にまつわる諸問題について相談機会の提供を通じて、家族や本人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは自殺対策(生きることの包括的支援)にもつなげる。	事例発生時の適切対応	保健課
地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の運動につなげていくことに努める。	開催回数	保健課
①認知症の家族にかかる負担は大きく、介護者の心身に不調をきたすおそれもある。 ②サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ③認知症への理解を促進することにより、患者本人や、介護家族の社会的孤独を予防する。	開催回数	保健課
支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援の強化を図る。 介護疲れによる精神的・肉体的ストレスを緩和する。	開催回数	保健課
認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与する。	開催回数	保健課
65歳以上の方を対象に住み慣れた地域で暮らし続ける為に、必要な通所・訪問サービス等を提供し、支援を行うことで、本人の望む生活を実現し生きることの促進につなげる。 困りごとを支援することで、閉じこもり、うつによる社会的孤立を予防する。	サービス申請数	保健課
各種専門職のスタッフへのゲートキーパー研修等により、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応の強化に努める。	実施回数	保健課
垂水医師班に対し、本市自殺対策計画の周知や、本市の現状報告を行うと共に、自殺対策の具体的な連携を図るための取組を協議する。	実施回数	保健課

# 生きることの包括的支援事業一覧⑧

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
81	●			●		●	●	●	●	●	公害・環境関係の苦情相談	市民	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。
82			●			●		●			農林課座談会及び経営所得安定対策事業申請受付	農業者	①市内数箇所の会場で農林課所管の支援事業の紹介 ②事業等に対する質疑、意見交換 ③経営所得安定対策事業申請希望者の受付
83			●			●		●			資金調達、融資の相談	農業者	①農業制度資金の紹介 ②各金融機関の紹介
84				●		●		●	●		農業者年金事務	農業者	農業者年金に加入している被保険者の相談・支援を行っている。
85			●	●				●			商工振興資金利子補給事業	商工会員	商工業振興資金を借り入れた者に対して、借入の初年度に限り利子の一部を補助する
86			●	●				●			両漁協との連絡調整業務	水産業者	様々な事業を通じて漁協から情報提供を受け、各種課題把握を行う。
87				●			●				市営住宅管理事務	市営住宅入居者	市営住宅の管理事務を行う。
88				●			●				水道料金徴収業務	水道料金滞納者	水道料金の徴収及び収納事務・滞納管理（給水停止執行等）
89					●				●		教育大綱の策定	子ども・若者	教育振興基本計画の策定
90					●				●		学校図書館活用事業	児童生徒	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。
91	●	●	●	●				●	●		スクールソーシャルワーカー派遣事業	小・中学校児童・生徒・教職員・保護者等	児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけ支援を行うスクールソーシャルワーカーを、不登校や問題行動等を抱える児童生徒の学校や家庭に派遣し、相談や関係機関、地域とつなぎを行い、支援する。

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
住環境に関する住民からのトラブルや苦情相談の際に対象者が何らかの問題を抱えていると思われる場合には、適切な関係機関を紹介し、支援する。	情報提供件数	生活環境課
事業の中で自殺対策に関する啓発資料の配布と説明	資料配布枚数	農林課
農業制度資金の種類や窓口となる金融機関を紹介する	相談件数	農林課
高齢世代から若者世代の農業者について、農業者年金の申請手続き（若い農業者の申請手続きの支援）や加入している農業者の相談・支援をすることで現在抱えている問題や将来への不安や悩みの緩和に努めている。	事例発生時の適切対応	農業委員会事務局
融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる。 啓発資料の配布と説明	資料配布枚数	水産商工観光課
補助事業等の機会を通じて、水産業者の経営状況を把握するとともに、漁協と一体となった相談に対応することで、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる。 啓発資料の配布と説明	資料配布枚数	水産商工観光課
市営住宅の入退居手続又は家賃滞納整理事務の中で、何らかの問題を抱える方に対して必要に応じて他機関へつなぐ等の対応に努めます。	事例発生時の適切な対応	土木課
自殺リスクを背負っていると感じられる水道料金滞納者に対して、滞納整理中に必要に応じて他機関へつなぐ等の対応に努めます。	事例発生時の適切対応	水道課
子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育振興基本計画」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる。	教育振興基本計画の改定	教育総務課
学校の図書スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。	実施回数	教育総務課
児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを、中学校を中心として、必要に応じて小学校へも派遣することで、教育相談体制の整備・充実を図り、積極的に福祉課や関係機関とつなぐことにより、児童生徒や保護者、教職員を支え、よりよい地域社会の形成に努めます。	派遣回数	学校教育課



# 生きることの包括的支援事業一覧⑨

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。  
事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
92	●			●	●			●	●		スクールカウンセラー派遣事業	小・中学校児童・生徒・教職員・保護者等	いじめや不登校、問題行動の対応に当たって、臨床心理士による専門的なカウンセリング等により、教育相談体制の充実を図る。
93				●	●						特別支援教育支援員設置事業	特別な支援を必要とする児童生徒	LDやADHDなどの発達障害も含めて特別な支援を必要とする児童生徒が十分な指導・支援が受けられるよう、必要に応じて学校に支援員を配置し、学習環境の整備・充実を図る。
94	●	●			●			●	●		<県の事業> 子どもの心のSOS相談事業	小・中学生 教職員	SNSを活用した相談・通報事業(中学校・高等学校対象)の普及・啓発やSOSの出し方に関する教育の周知を図る。
95		●						●			人権教育研修会	市役所職員・教育委員会事務局職員(係長職以上)、小中学校職員、その他希望者	社会教育における人権教育の充実を図り、同和問題をはじめとするすべての人権問題についての正しい理解と認識を深める。
96			●		●						視聴覚ライブラリー	小・中学校、保育園等	生涯学習社会の構築に向けて、より効果的な学習活動を推進するために、時代の変化に対応した地域における教育メディア利用の推進を図る。
97	●	●	●		●						青少年育成	小・中学校等	青少年を取り巻く状況の変化に伴い、市内児童生徒が節度ある生活・健全な生活を送り、健全育成を図るとともに、各関係機関との連携を行う。 ①青少年問題協議会の開催 ②校外生活指導連絡会補助金交付 ③青少年の非行防止、健全育成を図るための事業(◎街頭補導◎電話相談窓口を設置◎青少年健全育成のため広報啓発活動(補導センターだより、非行防止チラシ等)
98	●					●					たるみず学校応援団	小・中学校、地区公民館、地域住民	学校のニーズに応じて、地域住民、団体の豊かな経験・技術を生かし、ボランティア活動を行うことで、学校の教育活動をいっそう充実させるとともに、地域住民の方々の生きがいづくり・地域活性化につなげる。
99			●	●	●						家庭教育学級	幼稚園、小・中学校の保護者等	家庭教育の重要性の啓発を図るとともに、子どもの発達段階における教育の課題を学習して家庭教育力の向上を目指し、学級生(保護者)の情報交換の場とすることを旨とする。
100			●			●	●	●	●	●	図書館事業	市民	住民の生涯学習の充実としての読書環境の充実・お話し会等の開催など、教育・文化サービスの提供
101	●	●								●	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進	消防職員	①救急救命士及び救急資格者の養成 ②救急業務高度化のための病院実習 ③地域MC協議会での各種プロトコル作成の作業 ④事後検証体制の実施

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
中学校を中心に、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして派遣することで、いじめや不登校、問題行動等の解決に資する助言・援助等を行います。	派遣回数	学校教育課
①特別支援教育支援員を配置することで、LDやADHDなどの発達障害も含めて特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応じて、生活や困難を改善するための適切な指導及び支援を行い、生き生きと学校生活を送ることができるようにします。 ②他の児童生徒や保護者に対して、援助や声かけのモデルとなり、啓発を図ることで、誰もが生きやすい社会づくりに貢献します。	配置日数	学校教育課
県教育委員会が、夏休みとその前後に期間にSNSを活用した相談や通報ができる窓口を設置し、そのアクセス方法を学校に周知することで、誰の目も気にすることなく相談・通報できる環境を整え、悩んでいる中学生をサポートします。また、小学校も含めてSOSの出し方に関する教育を管理職研修会や文書等で普及・啓発することで、悩みの対処法や相談スキル等を高めます。	周知実績	学校教育課
一人ひとりがお互いの人権を尊重し、偏見や差別のない社会の実現に向けての意識を高め、個人を尊重することによって自殺問題の解決を図る。	開催回数	社会教育課
小・中学校、保育園等を対象とした出前講座に自殺問題対策を盛り込んだり、視聴覚ライブラリー教材などを活用した情報提供や周知、理解の促進を図る。	実施回数	社会教育課
①青少年問題協議会を他の青少年関係機関会議と合同で開催し、広く青少年層の抱える問題や自殺の危機に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性があることから、働きかけを行います。 ②街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくないことから、研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策(生きることの包括的支援)について情報提供や周知を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めていきます。 ③電話相談窓口において、自殺をほめかす内容については、迅速な対応に努めます。	開催回数	社会教育課
地域学校協働活動をととして、地域住民と学校のネットワークを強固にし、幅広い経験を持つ高齢者などから知識や技術を子どもたちに伝えることで、子どもたちの見守りと高齢者の生きがいにつなげていく。	事業拡充状況	社会教育課
各学校で行われている家庭教育学級において、自殺問題対策を盛り込んだ講座などを開くよう指導していく。	開催回数	社会教育課
図書館と連携し、自殺対策強化月間や自殺予防週間などで関連図書の特設コーナーを設置したり、情報収集・情報提供を行う。	①特設コーナー設置実績 ②情報収集実績	社会教育課
救急救命士及び救急資格者の養成研修において、自殺者及び自殺未遂者への対応方法を学び、受入医療機関及び関係機関と情報共有を図り、適切な救命処置並びに救急搬送に努める。	事例発生時の適切対応	消防本部